

○「大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会」スケジュール案（平成27年度）

	大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会	開催 予定日
第 1 回	①会長及び副会長の選任 ②審議会の進め方について ③指定基準とその運用について（1） ④今後のスケジュールについて	5/1(金) 14:00～
第 2 回	①指定基準とその運用について（2） ②今後のスケジュールについて	5/22(金) 14:00～
5月29日	『大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則』公布 『条例指定特定非営利活動法人制度の手引』を公表	
6月1日	『大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例』施行 『大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則』施行	
第 3 回	6月末までに条例指定の申出があった法人 ①審議会の進め方について ②条例指定申出NPO法人に関する審議について ③今後のスケジュールについて	7/17(金) 14:00～
9月下旬～ 10月下旬	9月議会に寄附金条例案を上程	
第 4 ～6回	7月から10月末までに条例指定の申出があった法人 ①条例指定申出NPO法人に関する審議について	10月2日(金) 10月23日(金) 11月13日(金) 11月27日(金) のいずれか 14:00～
2月下旬 ～3月下旬	2月議会に寄附金条例改正案を上程	

※ 審議会を開催しない場合、原則、開催日の3週間前に連絡します。